

平成21年12月25日

号外第3号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則（58・港湾空港課）…………… 1

規 則

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五十八号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則（昭和五十六年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

- 2 条例第二十條の規定による着陸料等の減額は、別表の上覧に掲げる航空機について行うものとし、その額は、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

附則第三項から第六項までを削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第七条関係）

着陸料等を減額する航空機	減額する額
一 秋田空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十二年七月一日から平成二十二年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	条例別表第一及び条例附則第五項の規定により算出した着陸料及び停留料の額にそれぞれ十分の九を乗じて得た額
二 秋田空港と大阪国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十八年六月三十日から平成二十二年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	
三 秋田空港又は大館能代空港と本邦内の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（客席数が百以下のものに限る。）であつて、平成二十二年一月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間に秋田空港又は大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの（前二項に該当するものを除く。）	条例別表第一及び条例附則第五項の規定により算出した着陸料の額に二分の一を乗じて得た額
四 秋田空港と本邦外の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十三年十月二十九日から平成二十二年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸し、かつ、離陸するもの	条例別表第一及び条例附則第五項の規定により算出した着陸料及び停留料の額にそれぞれ十分の九を乗じて得た額
五 秋田空港と本邦外の地点との間の路線において航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成二十年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸し、かつ、離陸するもの（前項に該当するものを除く。）	

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定及び附則の次に別表を加える改

正規定(同表三の項に係る部分を除く。)並びに附則第三項から第六項までを削る改正規定は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号